

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 1 1 月 2 1 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 西 戸 亜希子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 1 2 月 5 日から 令和 7 年 1 2 月 1 5 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 1 2 月 1 8 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 札幌地方裁判所別館 4 階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 1 2 月 2 4 日 午前 9 時 2 0 分 場 所 札幌地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 1 2 月 2 2 日から 令和 7 年 1 2 月 2 6 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 1 1 月 2 1 日から当庁記録閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	6,180,000 4,944,000	一括	1,236,000	37,297	10,540
1	2,660,000				
2	3,520,000				
			</		



物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|----------------------|------------------|
| 1 | 所 在 | 石狩市花川北二条一丁目 | |
| | 地 番 | 5 番 1 2 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 2 4 0 . 7 6 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 石狩市花川北二条一丁目 5 番地 1 2 | |
| | 家屋 番号 | 5 番 1 2 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 7 4 . 9 4 平方メートル |
| | | 2 階 | 3 5 . 6 0 平方メートル |



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようにご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、**2週間程度延期**する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物 件 明 細 書

令和 7年10月10日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 西 戸 亜希子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも掲載されています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 石狩市花川北二条一丁目 |
| | 地 番 | 5 番 1 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 240.76 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 石狩市花川北二条一丁目 5 番地 1 2 |
| | 家屋 番号 | 5 番 1 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 74.94 平方メートル
2 階 35.60 平方メートル |

令和 7年(ヌ)第 57 号
令和 7年 7月14日受理
令和 7年 8月18日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官 武 田 一 臣

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|----------------------|--------------|
| 1 | 所 在 | 石狩市花川北二条一丁目 | |
| | 地 番 | 5 番 1 2 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 240.76 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 石狩市花川北二条一丁目 5 番地 1 2 | |
| | 家屋 番号 | 5 番 1 2 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 74.94 平方メートル |
| | | 2 階 | 35.60 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施)			
土地	物件 1			
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
建物	物件 2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類 : ☐ 構造 : ☐ 床面積 :			
物件目録にない附属建物	☒ ない { ☐ ある			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 物件1について

- 1 本土地の境界石等は確認できなかった。物件の特定は法務局備付けの図面等を参考にし、現地での概測により行ったが、正確には専門家の測量結果による必要がある。
- 2 土地建物位置関係図に示すとおり、本土地の西側及び南西側市道付近の一部に物件所有者所有のコンクリートブロック塀（高さ約1.5メートル）が設置されている。西側のコンクリートブロック塀の一部は、北西側隣接地境界付近のコンクリートブロック塀と一体化している箇所がある。
- 3 北西側隣接地境界付近及び南東側隣接地境界付近にコンクリートブロック塀（高さ約0.5メートルから約1.5メートル）が設置されている。なお、北西側隣接地境界付近及び南東側隣接地境界付近のコンクリートブロック塀は、各隣接地の境界線上に設置されていると思われるが、物件所有者及び各隣接地の居住者より陳述が得られなかったため、詳細は不明である。
- 4 土地建物位置関係図に示すとおり、本土地の中心付近から南東側にかけて物件所有者所有のコンクリートブロック土留（高さ約0.3メートル）が設置されている（全景写真参考）。
- 5 本土地の西側に物件所有者所有の庭木が植栽されている。なお、庭木の枝は市道に越境している。
- 6 本土地の南西側付近に物件所有者所有の融雪槽（約0.49㎡）が設置されている。なお、物件所有者より陳述を得られなかったため、融雪槽は正常に稼働するかは不明のため注意を要する。

■ 物件2について

- 1 物件1の南西側付近に物件所有者所有のスチール製仮設ゴミ箱が設置されている。
- 2 建物内の床及びクロスは、猫の飼育によると思われる傷及び剥がれが多々見受けられる。なお、建物に動物臭は感じられなかった。
- 3 居間・食堂のドアの下部に、猫の出入口と思われる加工がされている。
- 4 階段及び2階全体が歪んでいる。
- 5 玄関前に物件所有者所有の風除室（約3.72㎡）が設置されている。
- 6 洋室1にベランダ（約3.31㎡）が設置されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年 7月15日 (火) : : :	当庁(インターネット)	登記記録閲覧 (目的外建物の登記の有無及び附属建物の登記の有無)
7年 7月16日 (水) 10:00-10:15	物件所在地	占有関係調査、外部調査、写真撮影、連絡文書投函
7年 7月24日 (木) 14:20-14:30	物件所在地	占有関係調査、連絡文書投函
7年 8月 1日 (金) 14:20-14:30	物件所在地	占有関係調査、連絡文書投函
7年 8月12日 (火) 14:40-16:15	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入 った。

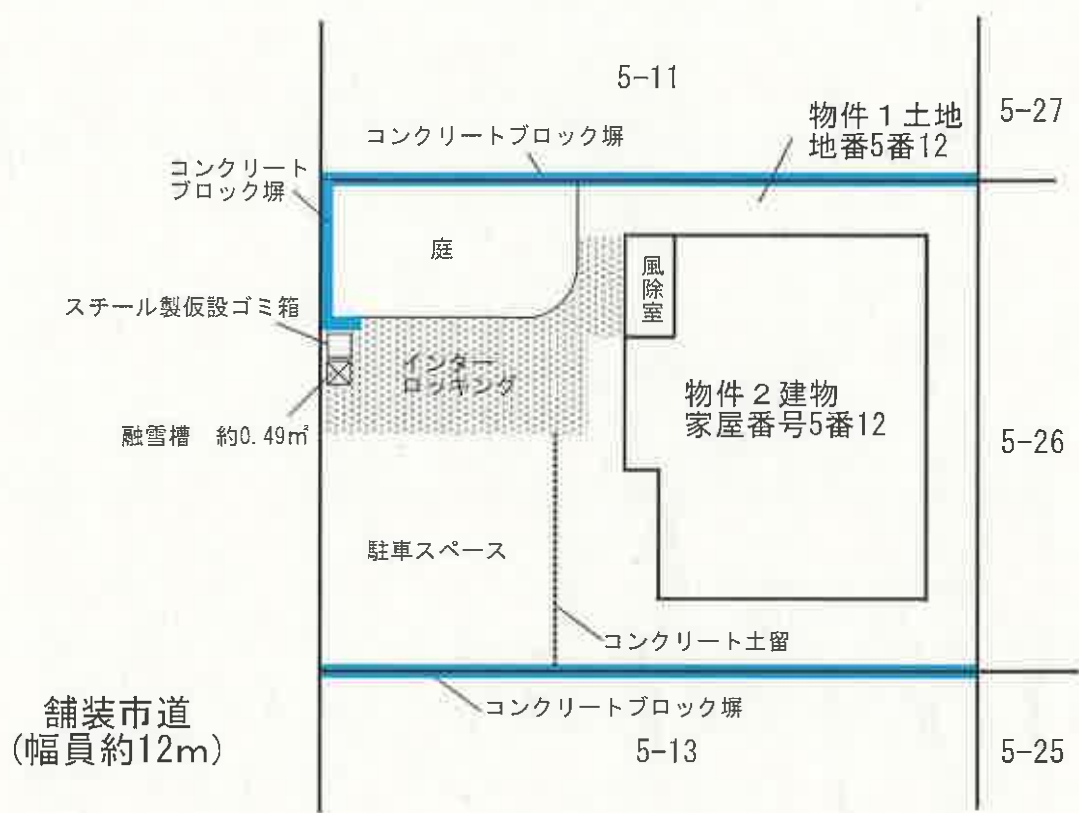
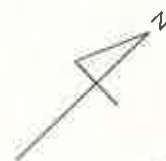
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

■ 令和 7年 8月12日
目的物件は不在であったが、無施錠だったため、立会人Aを立ち会わせ、建物内に立ち入った。
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

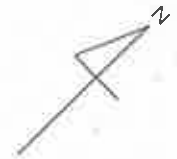
土地建物位置関係図

縮尺約 1 : 200



建物間取図

縮尺約 1 : 100



1 階



2 階



全景



居間・食堂



台所



浴室



西側付近及び北西側隣接地境界付近 コンクリートブロック塀の状況



コンクリートブロック塀（南西側市道付近）・融雪槽・スチール製仮設ゴミ箱



庭木 越境の状況



居間・食堂 クロスの状況



居間・食堂 ドアの状況



風除室



令和 7 年 (ヌ) 第 5 7 号
令和 7 年 8 月 1 2 日 現地調査
令和 7 年 8 月 1 5 日 評 価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
石 川 明 印

第1 評価額

一括価格	
金6,180,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金2,660,000円
物件2（建物）	金3,520,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	石狩市花川北二条一丁目 5番12 宅地 240.76㎡	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	石狩市花川北二条一丁目5番地12 5番12 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 74.94㎡ 2階 35.60㎡ (延床面積 110.54㎡)	
番号	特記事項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	地下鉄南北線「麻生」駅の北方・道路距離約7.7km 最寄バス停「花川北2条2丁目」（中央バス）の北西方・道路距離約330m （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	昭和60年代に造成された分譲地で、中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50% 80% なし 高さの最高限度10m 外壁の後退距離1m 北側斜線高度地区 花川北地区地区計画（特記事項1参照） 景観計画区域 立地適正化計画：居住誘導区域内 ：都市機能誘導区域外
画 地 条 件	間口13.40m、奥行約17.97mのほぼ長方形地で地勢はほぼ平坦（公図写・地積測量図写参照）。	
接面道路の状況	南西側が幅員約12mの舗装市道（建築基準法第42条1項1号に該当）にほぼ等高に接面。	
土地の利用状況等	物件2の建物の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上 水 道	あり
	ガス配管	あり
	下 水 道	あり

特 記 事 項	1. 花川北地区地区計画の低層一般住宅A地区に指定されており、建築物の敷地面積の最低限度が200㎡、建築物の用途が専用住宅や二戸までの共同住宅等に制限されるほか、前面道路からの塀の高さは1.5m以下とする等の制限が付加されている。 2. 本土地の境界石等は確認できなかった。物件の特定は法務局備付けの図面等を参考にし、現地での概測により行ったが、正確には専門家の測量結果による必要がある。 3. 土地建物位置関係図に示すとおり、本土地の西側及び南西側市道付近の一部に物件所有者所有のコンクリートブロック塀（高さ約1.5m）が設置されている。西側のコンクリートブロック塀の一部は、北西側隣接地境界付近のコンクリートブロック塀と一体化している箇所がある。 4. 北西側隣接地境界付近及び南東側隣接地境界付近にコンクリートブロック塀（高さ約0.5～約1.5m）が設置されている。なお、北西側隣接地境界付近及び南東側隣接地境界付近のコンクリートブロック塀は、各隣接地の境界線上に設置されていると思われるが、物件所有者及び各隣接地の居住者により陳述が得られなかったため、詳細は不明である。 5. 土地建物位置関係図に示すとおり、本土地の中心付近から南東側にかけて物件所有者所有のコンクリートブロック土留（高さ約0.3m）が設置されている。 6. 土地建物位置関係図に示すとおり、玄関入口までインターロッキング舗装がなされており、西側の一部を庭として利用しているほか、南側に駐車スペースがある。また、当該庭部分には庭木が植栽され、庭木の枝は市道に越境している。 7. 本土地の南西側付近に物件所有者所有の融雪槽（約0.49㎡）が設置されている。なお、物件所有者より陳述を得られなかったため、融雪槽は正常に稼働するかは不明。 8. 対象不動産については、現地調査及び土地・建物登記による過去の履歴調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。ただし、評価人としての調査には限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。 9. 対象土地については、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない（北海道教育委員会埋蔵文化財包蔵地情報提供サービスにより確認）。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和62年5月8日新築 経過年数：約38年 経済的残存耐用年数：約12年
仕 様	構造 木造 屋根 亜鉛メッキ鋼板葺 外壁 サイディング張 内壁 ビニールクロス等 天井 ビニールクロス等 床 塩ビシート、フローリング、畳等 設備 灯油ボイラー、流し台、浴室、洗面台、トイレ なお、居間にはエアコンが設置されているが稼働状況は不明。
床面積（現況）	第3 目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途（居宅） 間取り（4LDK+サービスルーム）
品 等	普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特記事項	1. 物件1の南西側付近に物件所有者所有のスチール製仮設ゴミ箱が設置されている。 2. 建物内の床及びクロスは、猫の飼育によると思われる傷及び剥がれが多々見受けられる。なお、建物に動物臭は感じられなかった。 3. 居間のドアの下部に、猫の出入口と思われる加工がされている。 4. 階段及び2階全体が歪んでいる。 5. 玄関前に物件所有者所有の風除室（未登記約3.72㎡）が設置されている。 6. 2階洋室1にベランダ（約3.31㎡）がある 7. 本建物は建築確認申請がなされ、検査済証の交付を受けている。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。なお、ブロック塀やインターロッキング舗装、庭木、融雪槽等は、現況を勘案して特に市場価値はないものと判断した。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格(円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	40,000	1.00	240.76	0.90	8,667,000

ア 標準画地価格：第6参考価格資料記載の公示地等を比較考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：なし。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮し、建付減価を行った。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。なお、未登記の風除室部分とスチール製仮設ゴミ箱は特に価値はないものと判断した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格（円） ア×イ×ウ=エ
2	180,000	110.54	0.12	2,388,000

ウ 現価率： 耐用年数に基づく方法 観察減価

$$\frac{50-38}{50} \times (1-0.50) = 0.12$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ=ウ
1	8,667,000	0.45	法定地上権	3,900,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を45%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ, 1(2)エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評 価 額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ
1	8,667,000	-3,900,000		0.8	0.7		2,660,000
2	2,388,000	+3,900,000		0.8	0.7		3,520,000
一括価格(合計)							6,180,000

ウ 占有減価修正：修正の必要がない。

エ 市場性修正：石狩市の住宅市場は活発で割安感により上昇したが、このところは建物の資材価格等の高騰により総額が嵩んでいることから取引は停滞していることに加えて、本件では建物も古く改装等の必要性も高いことから市場性修正は80%と査定した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価（敷金等）：なし。

第6 参考価格資料

地価公示価格（石狩－6）

所 在：石狩市花川南1条2丁目187番

価 格：40,500円/㎡

位 置：地下鉄「麻生」駅の北方約7.7km

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：193㎡

供給処理施設：水道・下水

接 面 街 路：南西8m市道

用 途 指 定 等：第1種低層住居専用地域（建ぺい率50%、容積率80%）

地 域 の 概 要：中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

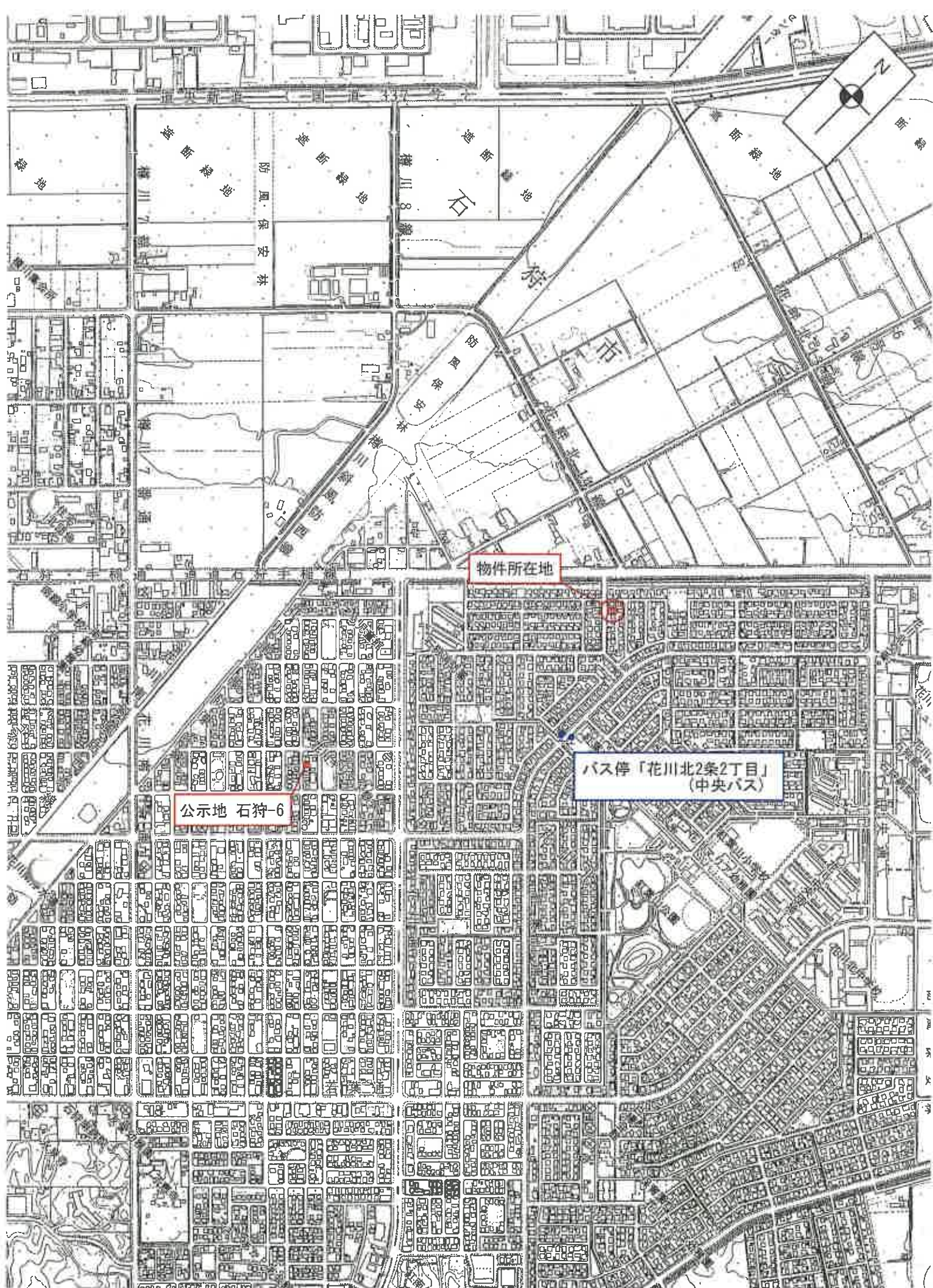
固定資産税評価額（令和7年度）

物件1	5,889,711円
物件2	1,814,536円

第7 附属資料

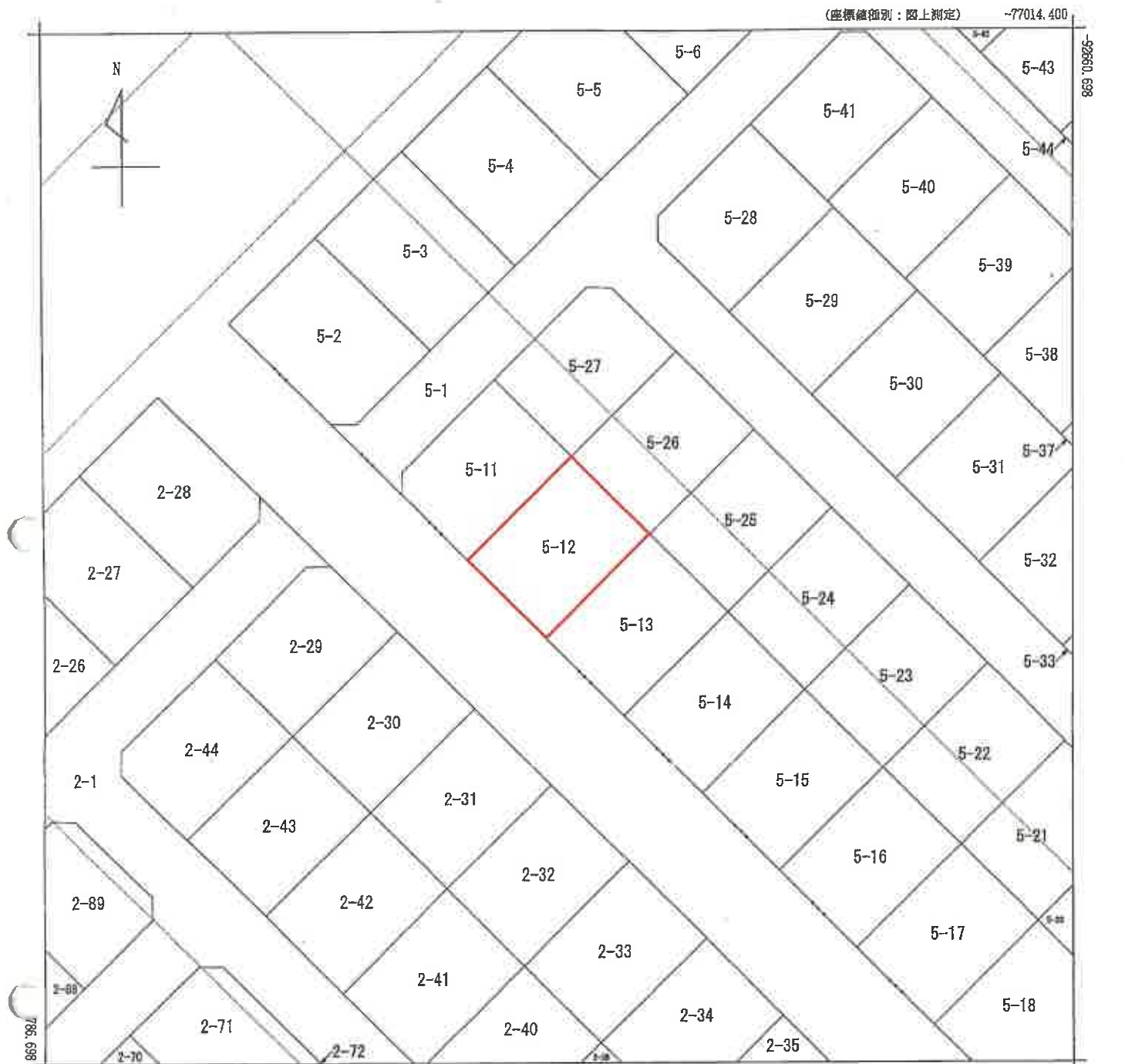
1	位置図	1 葉
2	公図写	1 葉
3	地積測量図写	2 葉
4	土地建物位置関係図	1 葉
5	建物図面・各階平面図写	1 葉
6	建物間取図	1 葉

以 上

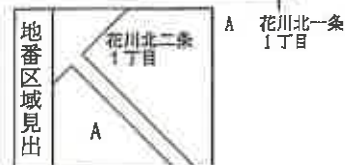


S=1:10,000 (石狩市 現況図)

位置図



-77139.400 (座標値種別：図上測定)
(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在	石狩市花川北二条一丁目				地 番	5番12			
出 力 尺 寸	1/500	精 度 区 分	甲二	座標系 番号又 は記号	X II	分類	地図に準ずる図面		種類	その他
作 成 年 月 日	昭和61年2月7日				備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年6月16日
札幌法務局北出張所
登記官

請求番号：22-1

(1/1) 本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

公 図 写

登記年月日：昭和61年2月13日

令和7年6月13日
（札幌法務局北出雲所蔵）
札幌法務局

405455

土地積測量図

OK

地図番号	25	地番	5	土地積測量図	5
種類	既設	新設			
境界線の種類及び境界線の記号又は点名	石狩市花川北2条1丁目				
面積	前5 - 5-1 ~ 125 5-1 ~ 104, 106 ~ 125				
1	38540.3000000 - 29651.1081981 = 8889.1918019	(15) 5-15	(17.980+17.985) × 13.400 ÷ 2 =	240.9655000	
2	1 (14.915+14.918) × 17.578 ÷ 2 = 262.2022370	(16) -16	(17.985+17.990) × 13.400 ÷ 2 =	241.0325000	
3	2 (14.918+12.798) × 2.122 ÷ 2 = 29.4066760	(17) -17	(17.990+17.994) × 13.400 ÷ 2 =	241.0928000	
4	計 = 291.6089130	(18) -18	7.441 × 16.990 ÷ 2 =	63.2112950	
5	14.750 × 19.700 = 290.5750000		3.732 × 18.014 ÷ 2 =	33.6141240	
6	14.750 × 19.700 = 290.5750000		(10.538+11.116) × 22.888 ÷ 2 =	247.8083760	
7	14.750 × 19.700 = 290.5750000		計 =	344.6337950	
8	14.750 × 19.700 = 290.5750000	(19) -19	11.656 × 24.209 ÷ 2 =	141.0900520	
9	14.750 × 19.700 = 290.5750000		(2.895+0.169) × 24.819 ÷ 2 =	38.0227080	
10	14.750 × 19.700 = 290.5750000		8.189 × 24.661 ÷ 2 =	100.9744645	
11	14.750 × 19.700 = 290.5750000		(4.265+2.879) × 22.276 ÷ 2 =	79.5698720	
12	14.750 × 19.700 = 290.5750000		9.982 × 21.630 ÷ 2 =	107.9553300	
13	(15.840+17.962) × 2.121 ÷ 2 = 35.8470210		計 =	467.6124265	
14	(17.962+17.965) × 11.279 ÷ 2 = 202.6103165	(20) -20	13.400 × 18.000 =	241.2000000	
15	計 = 238.4573375	(21) -21	13.400 × 18.000 =	241.2000000	
16	(17.965+17.970) × 13.400 ÷ 2 = 240.7645000	(22) -22	13.400 × 18.000 =	241.2000000	
17	(17.970+17.975) × 13.400 ÷ 2 = 240.8315000	(23) -23	13.400 × 18.000 =	241.2000000	
18	(17.975+17.980) × 13.400 ÷ 2 = 240.8985000	(24) -24	13.400 × 18.000 =	241.2000000	

作製者

申請人

縮尺

昭和61年1月30日作製

(札幌土地家屋調査士会用紙)

請求番号：25-1

(1/25)

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

地積測量図写

登記年月日：昭和61年2月13日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局北出支所管轄)

令和7年6月13日

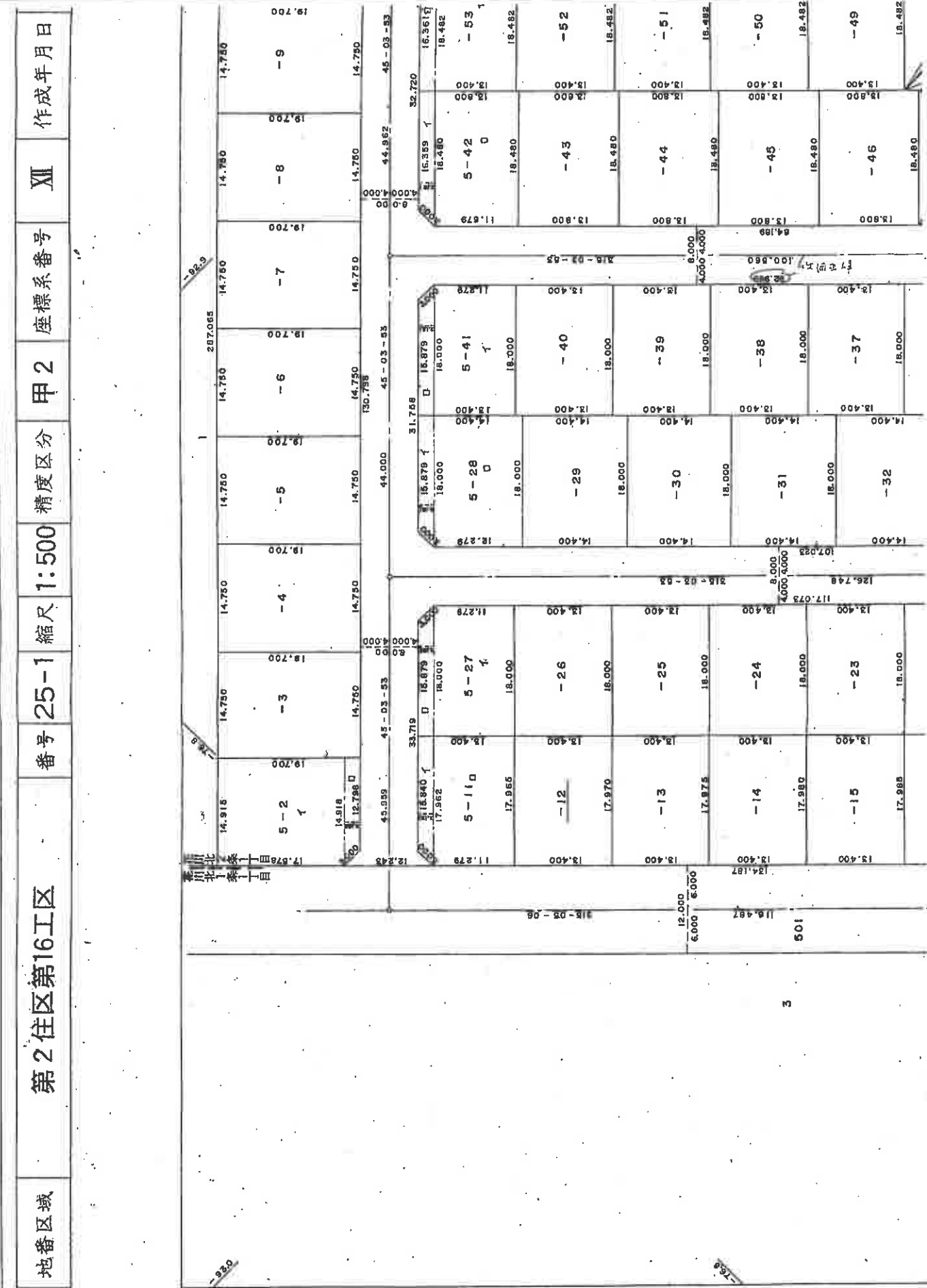
札幌法務局

登記官

請求番号：26-1

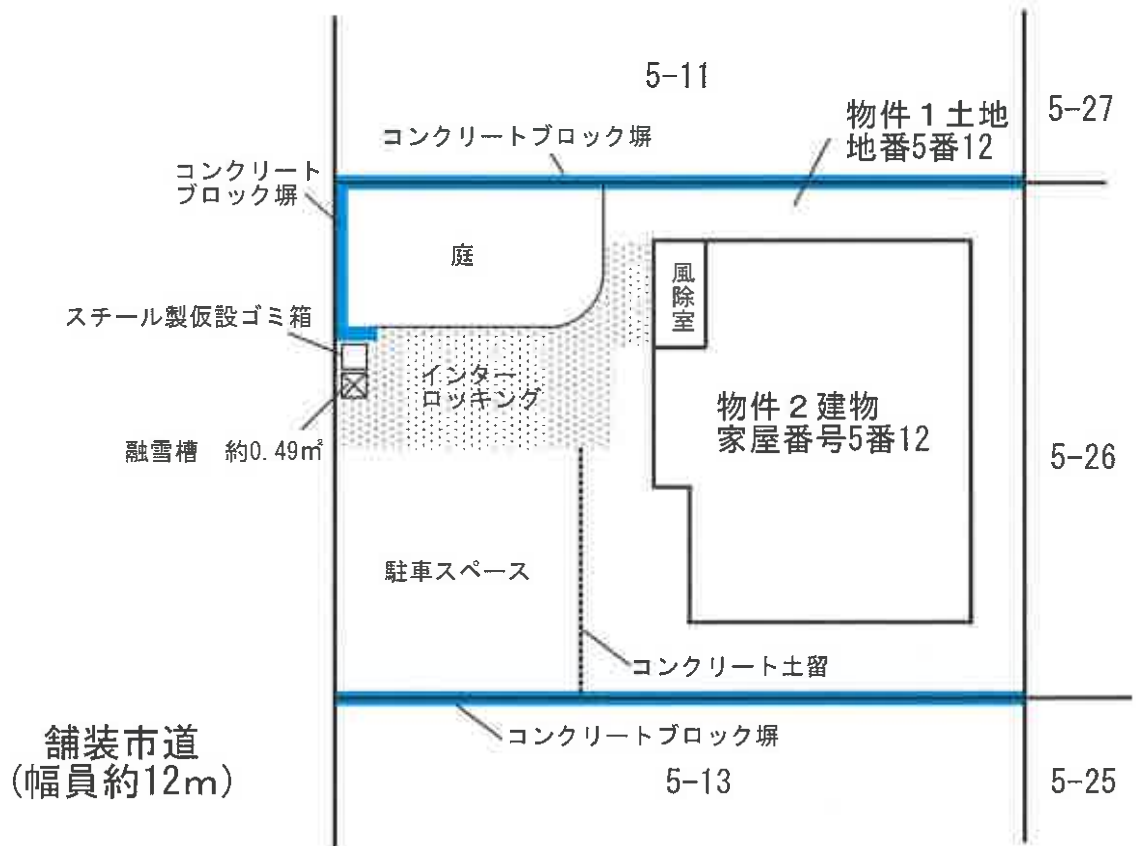
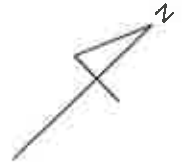
(10/25) 本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

地積測量図写



土地建物位置関係図

縮尺約 1 : 200



登記年月日：昭和62年8月4日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局北出支所管轄)

令和7年6月13日

札幌法務局

登記官

各階平面図

00712946



家屋番号

5-12

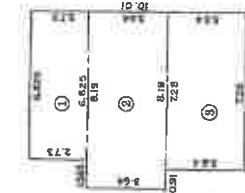
建物の所在

石狩市花川北2条1丁目5番地12

石狩市

建物図面

1 階平面図



床面積式

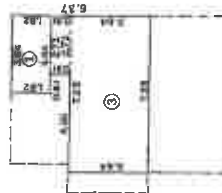
① $2.73 \times 6.825 = 18.63225$

② $3.64 \times 8.19 = 29.81160$

③ $3.64 \times 7.28 = 26.49920$

計 74.94305㎡

2 階平面図



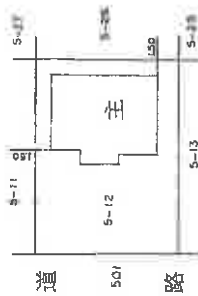
床面積式

① $1.82 \times 3.64 = 6.6248$

② $0.91 \times 2.73 = 2.4843$

③ $3.64 \times 7.28 = 26.4992$

計 35.6083㎡



作製者

縮 1/250

尺 1/

申請人

縮 1/500

尺 1/



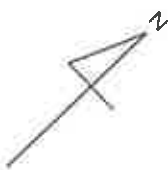
(札幌土地家屋調査士会用紙)

請求番号：26-2 本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

建物図面・各階平面図写

建物間取図

縮尺約 1 : 100



1 階



2 階

